

会議録（概要）

1	会議名	平成29年度第1回習志野市新型インフルエンザ等対策審議会
2	開催日時	平成29年10月16日（月）午後1時～午後2時20分
3	開催場所	新庁舎1階会議室
4	出席者	<p>委員：三代川会長、黒田委員、八木委員、板谷委員、宇野委員、土屋委員、長谷川委員、遠山委員、米山委員、齋藤委員、櫻井委員、酒井委員、武石委員、杉山委員、高橋委員、増田委員、西山委員、風見委員、（出席18名）</p> <p>（欠席：久保副会長、菅野委員、澤田委員、3名）</p> <p>代理出席：習志野健康福祉センター 塚本副技監兼副センター長（久保副会長代理）</p> <p>事務局：健康福祉部 菅原次長 健康支援課 関口課長、塙主幹、田中副主査 危機管理課 山田係長、嶋崎主任主事</p> <p>傍聴者：なし</p>
5	議題及び会議の概要	<p><u>開会</u></p> <p>事務局：</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 委員紹介 久保副会長の代理で、習志野健康福祉センター副センター長、塚本氏が出席。 ● 職員紹介 <p><u>三代川会長</u>：</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 開会の挨拶 ● 会議の公開 ● 傍聴者なし ● 21名の委員の内、18人の出席。過半数の出席があるため、本審議会は成立。 ● 代理出席者の協議事項への発言について承認を得る。 <p>● 議事1点目「情報提供マニュアルについて」（協議）</p> <p>事務局：</p> <p>資料1「情報提供マニュアル素案に対する御意見と回答一覧」 資料2「情報提供マニュアル素案（第2版）」について説明</p> <p><u>三代川会長</u>：</p> <p>各委員の方から、様々な意見、率直な意見をいただいたことに感謝申し上げます。皆様からの熱い思いを受けて、このような情報提供マニュアルの素案第2版ができたが、今の事務局の説明を受けて、質問や意見があったらお願いしたい。</p> <p><u>齋藤委員</u>：</p> <p>回答の内容だが、庁内の関係各課に対して了解を得ているのか。</p>

事務局：

各課の担当と協議した部分と、そうでない部分があるが、具体的にはどの部分についてか。

齋藤委員：

具体的にはないが、担当課が回答について了解しているかどうかを確認したい。

事務局：

おおむね了解いただいている。

齋藤委員：

おおむねというのは、了解しているということによいか。了解していないものについて、ここで審議するとなるのはよくないので確認したい。

事務局：

はい。了解を得ていない、という部分だが、例えば15番の協働政策課の意見であれば、いただいた意見の趣旨については確認しているが、「対策本部で精査する」という文言そのものについては了解いただいていない。いただいた意見の趣旨に沿って回答したものについては、一言一句了解を得ていないが、意見の主旨については協議を済ませている。

齋藤委員：

質問の4番目で、回答として「商工会議所が業務継続計画に基づき、対応するものと考えます」とあるが、商工会議所では業務継続計画に質問の主旨にあるようなことを記載するという認識はあるのか。また、質問の6番目で「国際交流協会に翻訳を依頼する」とあるが、これは、国際交流協会は了承しているのか。この2点について確認したい。

事務局：

商工会議所の業務継続計画にどこまで記載しているかは確認が取れていないため、至急確認する。また、国際交流協会については、期限は相談だが、回答に記載した言語について翻訳が可能との回答をもらっている。

三代川会長：

他の意見はあるか。

米山委員：

危機管理監というのは事務局側だが、前任の太田危機管理監が危機管理課を通じて意見をしたということで、自分は最近、このマニュアルに目を通した。そのため、

新鮮な目で、第三者的な立場で、このマニュアルを見ることができるので、そのような観点から意見を言わせていただく。質問の2、3、4番目で、学校、飲食店に関する部分で保健所、商工会議所の商店、工場、公共交通機関について、フローに追加してくれという意見が委員から出ているが、そこは所掌じゃないので入れない、または他の計画になるので入れないという回答だが、マニュアルの位置づけから言った場合に、今ここにいる人間はわかるが、何年後かに他の人が見た場合にわからなくなるので、資料2の13ページのフローの右下の余白を使って、実線ではなく波線で入れたらどうか。

事務局：

(私立の)学校については、県から示されていない。また、特定接種の対象となるような公共交通機関、ガスや水道、下水などの公的機関についても、県から具体的に、どのように連絡を入れるのか示されていない中で、市以外の県の部分について、このフローに書き込むことは厳しいと考えている。県に確認しても、まだはっきりしていないというのが県の回答である。このフローの中に書き込めるものがあれば、書きたいと思うが、県の所掌については、現状、難しい。

米山委員：

市の危機管理上から考えて、例えば2番の各学校だが、学校におけるインフルエンザ対策というのは、かなり重要なファクターになってくる。ぜひ記載すべきである。公共交通機関についても同様であり、どう情報が流れていくかは明記すべきである。

事務局：

県が所管しているもので、県が発表していないものについて、市が書き込むことは不可能である。米山委員の意見の中では、私立ではない市立の幼稚園、保育所、小中学校、高等学校について、教育委員会と協議して記載できる部分もあるが、それ以外の県の所管について記載することは厳しい。

米山委員：

商工会議所を通じて、例えば公共交通機関に情報提供する、注意喚起するというのも県の所掌になるのか。

事務局：

商工会議所が、商工会議所の業務継続計画に基づいて、どのように情報提供していくかということについては、未確認のため不明であるが、特定接種の対象となる公共機関、電車、バス、タクシーなどの公共交通機関については、県が特定接種に関して情報を流していくが、具体的には示されていない。商工会議所の業務継続計画については至急確認したい。

米山委員：

あくまでアウトプットが大事であって、例えば、それば県の所掌だから書かないのではなく、考え方として、県の方に確認をとって、書けるものは参考に、記載できるものは記載していただきたい。よろしいか。

事務局：

先程から説明しているように、私共も何度か県にかけあってはいるが、その部分については示していないという回答のため、私共としても、その部分については書けないという回答である。

米山委員：

続いて、よろしいか。9番目の意見に、広報車（消防団による消防ポンプ自動車を使った広報活動等）とあるが、広報課所管の広報車と、消防の消防ポンプ車と、それ以外にもスピーカーのついた車はあるはずであるので、「等」と入れるべきである。

事務局：

承知した。

米山委員：

続いて10番目。「活動体制が整っている地域と、そうでない地域が存在するため、マニュアルへの記載はしません」とあるが、意味が分からないので、説明願いたい。

事務局：

町会・自治会の活動については、各町会・自治会で、活動に対する積極性に差があり、一律の書き込みということが難しい。委員の方からは、自分の地域の町会は体制が整っているの町会・自治会の力を借りたいという意見であったが、町会・自治会で温度差があり、一律の書き込みは難しいという意味である。

米山委員：

3ページのどこを指すのか。

事務局：

3ページの文章ではなく表になる。町会・自治会の欄の協力いただく内容に丸をつけてある。回覧をする、幅広く地域住民に声をかけることは協力いただくが、例えば、一人暮らしの高齢者の方に訪問したり、電話・FAXしたりなど、普段から一生懸命取り組んでいる地域と、そうでない地域があるため、実施できる地域については実施していただきたいのだが、一律のノルマにはしないということで、訪問等の欄には、丸はつけなかった。

米山委員：

要は丸をつけるか、つけないかということか。

事務局：

その通りである。

八木委員：

今、市の中でいろいろな問題点を出しているが、市では、この審議会の前に話し合いの場をもっていないのか。今、話し合っていることは、事前に市の中の危機管理課などの担当者も出席している場で解決して、この審議会に出てくる方が理にかなっていると思うが、どうか。

事務局：

大変申し訳ない。その部分については、担当者だけで話し合ったので、大変恥ずかしい限りではあるが、もう一度、庁内の方で・・・

八木委員：

この審議会には、市として、まとめたたたき台を出してきた方がいいのではないかと。委員はいろいろなところから出席しているので。

事務局：

八木委員の指摘の通りである。担当課と担当の部分について協議して作成しているが、今、この場では担当でない部分について意見が出ている状況になってしまった。従前、危機管理に関する庁内検討委員会というのがあり、その場で庁内の協議をするのであるが、会議の開催がなかったため、そのような場を持つことができなかった。今後、体制を検討したい。

三代川会長：

このマニュアルのスタートの時は、行政側でも話し合いをしてのスタートであったと思うが、その上で、私も含めた市民団体も一緒になって進めてきた経緯があるので、その点についてはご理解をお願いしたい。

他に意見はあるか。

高橋委員：

商工会議所についてだが、素案13ページのフローでは、産業振興課から習志野商工会議所に行って、そこから大型店連絡協議会に行く。大型店連絡協議会というのは、イトーヨーカドー、イオン、マルエツといった大型店を対象としているような協議会である。商工会議所は、それだけではなく、先程、米山委員から意見が出た公共交通機関だとか、工業系の工場だとか、商店なども、包括的に商工会議所の会

員である。すべてが会員というわけではないが、組織率は50%程度である。ただ、この図をみると、商工会議所は大型店連絡協議会しかやっていないのか、というように見えてしまう。

先程からの話し合いを聞いていると、非常に縦割り行政の典型のように見えてしまう。ここは他がやっているから書かないといった回答があったのだが、それをなんとか回避するためには、他の組織と横断的に対応していくといった一文を入れることが必要と思う。

事務局：

ご指摘の通りである。商工会議所については、至急、業務継続計画について確認をとる。また、フローについて、産業振興課の担当者だけと協議をしていなかったのも、更に、つめて修正をしたいと思う。

縦割り行政というご指摘だが、横断的にもっと書き込みができるとう素晴らしいと思うが、私共だけで作成していると、今の段階では、恥ずかしながら、ここまでしか進めなかったところである。各担当課に話し合いに行くなどの努力はしたつもりだが、横断的なものを作るということでは、更に庁内で検討する機会を持たないといけないということを、今、痛感している。このことについては危機管理課と危機管理に関する庁内検討委員会の開催も含め検討していきたい。このマニュアルの上に、横断的なものが必要なのではないかと考えている。

三代川会長：

各委員からいい意見が出ているので、習志野市独自のいいマニュアルができるよう検討をお願いしたい。

他に意見はあるか。

黒田委員：

医療機関へのかかり方だが、フェーズによって変わってくるのだと思うが、原稿例では「帰国者・接触者相談センターに連絡してください」「かかりつけ医に相談してください」「入院施設のある病院は、重症患者の診察をする」といった文言がある。これは、このフェーズだと大病院、このフェーズだと開業医というのは、まだ決まっていないという理解でよいか。

事務局：

最初の段階では、千葉県では成田赤十字病院が指定の医療機関であり、その後が感染症指定の医療機関、その後が二次救急病院、その後が開業医という順に下がってくる。国内発生期であっても県内未発生期においては、成田赤十字病院が受け入れる。患者が増加してきて追跡ができなくなると、二次救急病院、次に一般の医療機関（クリニックや診療所）で受け入れる。その統制については、国・県が行う。どれくらいの患者が発生したら、どうなるという決まりはない。目安としては、県内

感染期までは成田赤十字病院が受け入れるということだけが決まっている。

黒田委員：
では、二次救急病院にはその話はっていないということか。

事務局：
成田赤十字病院は自覚されていると思うが、他の二次救急病院に現時点で話はいっていない。ただ、エボラ出血熱など感染症患者の搬送と受入れについて、習志野健康福祉センターで二次救急病院対象に研修を実施している。

塚本副センター長：
習志野市役所は、細かく、よくやっていると感じる。私は2009年の新型インフルエンザのパンデミックの時に、県の担当で、あの時の混乱を身に染みて感じた一人である。
今の話のとおり、成田赤十字病院では特定感染症指定病棟と第一種感染症病床の指定を受けている。新型インフルエンザは、国際空港から持ち込まれる可能性が高い。千葉県では、成田空港が国際空港なので、成田赤十字病院がその役を担っている。県内には、二次感染症指定医療機関として、いくつかの病院が指定されており、約55床の感染症の病床がある。
2009年当時は、新型インフルエンザの疑いの患者が発生すると、保健所が夜間でもそういった感染症指定病床に患者を搬送していたが、患者の増加に伴い、国もハードルを下げてきて、最終的には自宅で他の人との接触を断って静かに療養してくださいというアナウンスに変わっていった。黒田委員の意見にもあったとおり、情勢が変わっていくと、事態がどのように推移していくか、というのがわかる。
情報というのは、国から指示が出て、それを県の方で受け止めて、県の方で発信すると同時に54市町村に向けて発信していく。2009年当時は情報の混乱が大変であった。習志野市でも当時、担当した職員が情報提供の体制を整備しなければならぬと感じて、こういったマニュアルを作成しているのだと推測する。いろいろと議論はあると思うが、このような情報提供の体制を作っているというのは、有事の際の情報発信に非常に有意義だと感じる。2009年の時には、こういった部分のマニュアルは欠けていた部分であるので、ぜひ習志野独自の体制を作っていただきたい。

三代川会長：
貴重な意見をありがとうございます。他に意見はあるか。

米山委員：
マニュアル全般のことになるが、パーツとしては、いろいろな要素が入っていて非常に良いと思う。構成については、これまでの経緯を知らずに見るとわかりにくかった。特に目的がわかりづらかった。1ページに「市民への情報提供の具体的な方

法について示すもの」としている。方法と書いてあるが、各段階、時期において、どういった内容の情報をいかなる手段で市民に提供するかというのが大きな主題である。2番目はそれに対する各団体の役割、協力関係は以下にあるべきかが書いてある。その大きな2点であるので、それに合わせて構成を変えるべきである。また、7番は媒体となっているが、媒体による伝達内容の1例とするべきではないか。

三代川会長：

他に意見はあるか。

(意見なし)

非常に貴重な意見をいただいた。事務局で、よりわかりやすく、使いやすいものにしていただけたらと思う。

事務局より、今後の情報提供マニュアル作成スケジュールについて説明する。

事務局：

貴重な意見をいただいたことに感謝する。これを基に原案を作成したい。ただ、ご説明したように、現状ではこれ以上修正できない部分もあるので、それについては今後の課題としたい。市としての考えについては、原案を作成する過程で調整する。完成させるのに、審議会で再度、議題とするのか、文書でのやりとりで終えるのかについては、市で検討し、原案を送付する段階では、委員の皆様には提示したいと考える。

三代川会長：

では、議事の2点目。その他について、事務局より2点の連絡事項がある。

事務局：

1点目、審議会委員の任期についてです。皆様の任期は、この10月末となっている。現在、次期の委嘱に向けて、各団体の代表の方に推薦をいただいている。委嘱状の交付につきましては、本来であれば交付式をするところであるが、次回審議会の開催時期は未定のため、略式ではあるが、担当者からの交付、または、ご郵送させていただくことをご了承いただきたい。

今回が最後の審議会となる委員の方には、この場を借りて、お礼を申し上げる。また、次期も継続して務めていただく委員の方には、今後ともよろしくお願ひしたい。

2点目は、今期の季節性インフルエンザについてである。10月から高齢者のインフルエンザ定期予防接種が開始となっているが、ワクチン不足により、一部の医療機関で予約が取れない状況になっている。国によると、10月末から11月初旬にかけて、また第2弾として11月末に出荷を見込んでいる。例年、12月末の終了間近にかけこみで接種する人がいるが、今年は、それは厳しいかもしれない。10～11月の間に、予約を取れるようであれば取っておくことをお勧めする。

		<p><u>三代川会長</u>：</p> <p>インフルエンザのワクチン不足については、報道で国の予測や製造方法がうまくいかなかったと聞いた。過去5年間は、製造数と需要数に問題はなかったとも聞いた。あまり過度に心配せず、自身の健康管理に努めていただきたい。</p> <p>今回の審議会では、情報提供マニュアルの完成に向けて意見交換ができた。これで2年間の任期が終わるが、皆様に感謝申し上げたい。</p> <p>最後に事務局よりお願いする。</p> <p><u>事務局</u>：</p> <p>さまざまな貴重なご意見をいただき、感謝申し上げます。</p> <p>審議会発足以来、新型インフルエンザが発生した際の市民への情報提供の体制が課題となっており、「情報提供マニュアル」という形を作ろうとしていたが、さまざまな意見をいただく中で精査が必要という結果になった。ご意見に感謝する。</p> <p>本市のように、市民団体、関係団体の方の協力のもと、新型インフルエンザ等対策をすすめている市町村は、あまり例がないと聞いている。しかし、新型インフルエンザ等対策は社会全体で取り組んでいく必要があると認識している。</p> <p>現在の委員の皆様が10月末となっていることから、それまでにマニュアルを完成させたいという思いもあったが、まだ完成は先延ばしという結果になった。完成したマニュアルについては新しいメンバーに確認していただくことになる。今回、退任となる委員の方もいると思うが、今後とも本市の新型インフルエンザ等対策への御協力いただきたいと思っている。</p> <p><u>三代川会長</u>：</p> <p>他に意見はあるか。(意見なし)</p> <p>これにて、平成29年度第1回新型インフルエンザ等対策審議会を閉会する。</p>
6	所管課名	健康福祉部健康支援課